

議案第24号

所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

令和5年8月7日の人事院勧告において、国家公務員の初任給調整手当の引上げ及び在宅勤務等手当の新設が勧告されたことに鑑み、本市の一般職員についてもこれに準じた改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第6条の3第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第9条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間」を「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間）に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第9条の2 住居その他これに準ずるものとして市規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

(所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和40年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中所沢市一般職員の給与等に関する条例第6条の3第1項第1号及び第2号の改正規定並びに附則第2項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の所沢市一般職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第6条の3第1項第1号及び第2号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の所沢市一般職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。